

## 化学物質のSDS交付状況の自主点検票

事業場名	点検実施日												
責任者名（衛生管理者等）	担当者職氏名												
1. 化学物質（化学物質を含有する製品）の譲渡・提供を行っていますか。 <small>※原材料、中間品は、固体でばく露の危険がなくても化学物質に該当します。</small>													
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了													
2. その化学物質は何ですか。労働安全衛生法第57条の2に基づく、SDS（安全データシート）の交付義務対象物質に当たりますか。 <small>※SDS制度の概要や物質一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html</a></small>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">化学物質名</th> <th style="width: 50%;">製品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	製品名	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
化学物質名	製品名												
( )	( )												
( )	( )												
( )	( )												
( )	( )												
( )	( )												
3. これらの製品を譲渡・提供する際、SDSを交付していますか。 <small>※譲渡提供先が承諾した場合、FAXやHP閲覧等の方法でも問題ありません。</small>													
(1) SDS交付義務対象物質を含有する製品については、 <u>全て</u> 交付している。													
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													
(2) 「いいえ」の場合、 (2) 譲渡・提供先から要求がある場合のみ、交付している。													
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													
(3) SDS交付義務対象物質がどうかにかかわらず、GHS分類がついた化学物質を含有する製品について交付している。													
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													



### 取組事項

4. 3の(1)～(3)の点検結果に応じて、以下の取組を実施してください。

- (1) が「いいえ」の場合 ⇒ 法定義務事項であり、ユーザー企業がリスクアセスメントを実施するためにはSDSが必要なので、速やかに交付してください。
- (2) が「はい」の場合 ⇒ 譲渡・提供先からの要求の如何に関わらず、交付する義務がありますので、速やかに交付してください。
- (2) が「いいえ」の場合 ⇒ 速やかに交付してください。
- (3) が「はい」の場合 ⇒ 大変良い取組ですので、今後も継続してください。
- (3) が「いいえ」の場合 ⇒ SDS交付義務対象物質でなくても、GHS分類がつく（危険有害性がある）化学物質を含有する製品については、SDSを交付するように努めてください。

※SDSなどの化学物質管理に関して、各種支援を行っています。

- ①相談窓口の設置 SDSの活用等について、専門家に相談することができます。  
 問い合わせ先は、厚生労働省ホームページでお知らせしています。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>
- ②モデルSDSの提供 「職場のあんぜんサイト」で検索できます。  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)